

厚総第 1247 号
薬 第 1022 号
平成28年10月31日

各保健所長 殿

保健福祉部長
(公印省略)

毒薬の適正な保管管理等の徹底について

このことについて、別添のとおり、別記関係団体の長及び県内病院管理者あて発出いたしましたので、御承知のうえ、貴管下関係診療所に対してお知らせ願います。

(別記)

一般社団法人茨城県医師会
一般社団法人茨城県病院協会

別添

厚総第 1245 号
薬 第 1020 号
平成28年10月31日

県内医療機関 管理者 殿

茨城県保健福祉部長
(公印省略)

毒薬の適正な保管管理等の徹底について

日頃より本県の医療行政につきましては、ご理解、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、今般、県内の医療機関において、毒薬が紛失する事案が発生したことは、極めて遺憾であります。

については、毒薬の適正な保管管理について、下記により再確認を行い、取扱いの徹底に万全を尽くすようお願いいたします。

記

1 管理体制について

医療法第6条の12及び同法施行規則第1条の11第2項第2号の規定に基づき、医薬品に係る安全管理のための体制の確保に係る措置を徹底すること。

2 毒薬の保管管理について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第48条の規定に基づき、毒薬の適正な貯蔵、施錠による保管管理を行うとともに、数量の管理方法について検討し、これを実施すること。

また、毒薬の受払い簿等を作成し、帳簿と在庫現品の間で齟齬がないように定期的に点検する等、適正に保管管理すること。

<参考>

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
(貯蔵及び陳列)

第48条 業務上毒薬又は劇薬を取り扱う者は、これを他の物と区別して、貯蔵し、又は陳列しなければならない。

2 前項の場合において、毒薬を貯蔵し、又は陳列する場所には、かぎを施さなければならない。